

# 北朝鮮の核実験と国連安保理決議 2094

## — 挑発行動を続ける北朝鮮への追加制裁 —

外交防衛委員会調査室 寺林 裕介

### はじめに

金正日総書記が死去してから約1年後の2012年12月1日、北朝鮮は「人工衛星」と称して弾道ミサイルの発射実験を行うことを予告した。実際に、12月12日、北朝鮮は発射実験を実施して軌道に進入させた。また、翌2013年2月12日には、三回目となる地下核実験を実施するなど、挑発的行動を過度に繰り返している。

こうした北朝鮮の新体制の動向、すなわち、金正日総書記の後継者・金正恩氏が率いる北朝鮮の指導部がどのような状況にあるかについては多くの分析が存在するが、閉鎖的な国家体制からその実像は明らかにされていない。しかし、例えば、2012年7月15日に軍部の中心人物として注目されていた李英鎬総参謀長が失脚し、同月17日、金正恩労働党第一書記が「共和国元帥」の称号を授与されるなどの事案を通して、党や軍の幹部の間で勢力図に動きがあることが窺われる。

これに対し、朝鮮半島を取り巻く関係国においては、この1年で新しい政治体制が固まった。米国ではオバマ大統領が二期目をスタートさせ、韓国では初の女性大統領として朴槿恵大統領が就任した。中国では習近平国家主席、ロシアではプーチン大統領が指導者となり、そして、日本でも昨年12月の衆院選で政権が交代し、第二次安倍内閣が発足した。

北朝鮮の度重なる挑発的行動に対し、関係各国の基本的な立場は変わらないものの、核・ミサイル実験の自制要求や国連安保理での決議採択など、若干踏み込んだ対応が実現している。各国が新しい関係を構築していく中で、北朝鮮による核・ミサイル問題に対して適切な処方箋を得る必要があり、関係国の外交努力が注視される。

本稿においては、北朝鮮による2012年12月の弾道ミサイル発射実験と2013年2月の核実験についてその経緯と、その後に国連安保理で採択された決議2087と国連憲章第7章に言及された決議2094の主な内容を整理する。また、北朝鮮の数次にわたる核・ミサイル実験について、理解の便宜に供するためにそれぞれ過去の実験との比較表を掲載した。

### 1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射（2012年12月12日）

2012年4月13日に北朝鮮が弾道ミサイル発射実験に失敗した後、更なる挑発的行動を繰り返す可能性が盛んに報道されたが、実際には関係国間でいくつかの意思疎通が図られた。中朝間においては、8月2日に平壤で金正恩第一書記と会談した王家瑞対外連絡部長は胡錦濤国家主席のメッセージを携えていたとされ、また、金正日総書記の義弟・張成沢国防副委員長が8月に訪中した際には、胡錦濤国家主席と北京で会談した。米朝間にお

いても、7月31日にシンガポールで<sup>1</sup>、また、9月27、28両日に大連における北東アジア協力対話で非公式接触があった。この間、オバマ政権の高官が訪朝していたとも報道された<sup>2</sup>。日朝間においても、11月15、16両日にウランバートルで政府間協議が開催された<sup>3</sup>。しかし、その間にも北朝鮮は、国連の場で数回にわたり宇宙開発の権利を主張し、実用衛星の打ち上げについて言及していた。また、北朝鮮が東倉里の西海衛星発射場でミサイル・エンジンの開発を進めたとの指摘もあった<sup>4</sup>。

12月1日、北朝鮮の朝鮮宇宙空間技術委員会報道官が「人工衛星」を12月10日から22日の間に打ち上げると発表した。北朝鮮は、金正日総書記の遺訓として、地球観測衛星「光明星3号」2号機を、運搬ロケット「銀河3号」により、北朝鮮西部の平安北道鉄山郡西海衛星発射場から南の方向に発射するとした。12月3日には国際海事機関（IMO）から日本政府に対して連絡があり、日時は12月10日から22日の午前7時から12時、危険区域は黄海、東シナ海及びフィリピン東方海域の3か所とされた<sup>5</sup>。

これに対して米国は、国務省報道官が声明を発出し、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も、安保理決議1718及び決議1874の直接的な違反になるとし、2012年4月の北朝鮮のミサイル発射に対する安保理議長声明で、更なる発射の場合にはこれに応じて行動をとる決意を表明したことに言及した<sup>6</sup>。今回は中国も、関係各方面が冷静さを保ち情勢が悪化しないことを求めたものの、外交部報道官が、北朝鮮は宇宙の平和利用の権利を有しているが、この権利は安保理の関連決議等の制限を受けるとして、一步踏み込んだ発言を行った<sup>7</sup>。同様にロシアも外務省声明で、北朝鮮の権利に疑義を呈していないとしつつも、安保理決議の義務を履行することを求めた<sup>8</sup>。

我が国においては、発射予告があった当日の12月1日、野田総理が官邸で関係閣僚会議を開催し、森本防衛相から破壊措置準備命令を発出させた。また、12月5、6両日に開催が予定されていた日朝政府間協議について延期することを北朝鮮側に伝達した。その後、12月7日、森本防衛相が自衛隊法に基づく弾道ミサイル等破壊措置命令を発令した<sup>9 10</sup>。

---

<sup>1</sup> 北朝鮮側が六者会合共同声明の破棄や核政策の見直しに言及したと報じられた。Josh Rogin, “North Korea threatens to reconsider 2005 agreement with U.S.,” *Foreign Policy*, August 16, 2012. 「北朝鮮「核政策の見直し」言及」『時事通信』（2012.9.3）

<sup>2</sup> 「米高官、極秘訪朝3回」『朝日新聞』（2013.2.15）、“Secret U.S. -North Korea diplomatic trips reported,” *Los Angeles Times*, February 23, 2013.

<sup>3</sup> 2012年8月9、10両日、北朝鮮からの日本人遺骨返還についての日朝赤十字会談が開催されたのを契機として、同月29日から31日に北京で日朝政府間の課長級予備協議が開催された。同協議でより高いレベルの政府間協議の開催で一致した。

<sup>4</sup> Nick Hansen, “North Korea Conducts Large Rocket Motor Tests: Construction at Sohae Launch Pad,” the U.S.-Korea Institute at SAIS, Johns Hopkins University, November 12, 2012.

<sup>5</sup> 国土交通省HP<<http://www.mlit.go.jp/common/000231714.pdf>>

<sup>6</sup> 米国務省HP<<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/12/201345.htm>>

<sup>7</sup> 中国外交部HP<<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/t995463.htm>>

<sup>8</sup> ロシア外務省HP<[http://mid.ru/brp\\_4.nsf/0/88ADB1B74CCA337744257ACC00340AB0](http://mid.ru/brp_4.nsf/0/88ADB1B74CCA337744257ACC00340AB0)>

<sup>9</sup> イージス艦「こんごう」「みょうこう」「ちょうかい」の3隻を東シナ海と日本海に展開。PAC3を沖縄本島、宮古島、石垣島の4か所と首都圏の3か所に配置。

<sup>10</sup> 我が国では、野田総理が11月16日に衆議院を解散し、12月16日に総選挙が予定されていた。12月7日、藤村官房長官が記者団に「さっさと月曜日（10日）に上げてくれるといいが」と発言して批判された。

(表1) 北朝鮮の弾道ミサイル発射実験一覧

	1993年5月	1998年8月	2006年7月
発射予告	予告なし	予告なし	予告なし
ミサイルの名称			
予告期間			
指定危険区域			
発射日時	5月29日 12時頃	8月31日 12時7分頃	7月5日 3時30分頃から17時20分頃
発射場所	蘆洞(咸鏡南道咸州郡)	舞水端里(咸鏡北道花台郡)	舞水端里(咸鏡北道花台郡)、旗対嶺(江原道安辺郡)
弾道ミサイルの種類(推定)	ノドン 計4発 (*韓国国防省発表)	テポドン1	テポドン2、ノドンとスカッド(6発) 計7発
落下推定区域	日本海	日本海及び太平洋三陸沖の海上	ロシア沿海州南方の日本海
北朝鮮の発表内容		「人工衛星の打ち上げに成功した」(朝鮮中央通信、9月4日)	「主権国家の合法的権利」(外務省報道官、7月6日)
国連安保理の対応		報道向け声明(9月15日)	決議1695(7月15日)
北朝鮮の反応		「衛星打ち上げは安保理で協議すべき問題ではない」(国連代表部声明、9月17日)	「(決議に)いささかも拘束されない」「自衛的戦争抑止力を強化する」(外務省声明、7月16日)
国会決議			

2009年4月	2009年7月	2012年4月	2012年12月
2月24日、朝鮮宇宙空間技術委員会報道官が談話を発表	予告なし	3月16日、朝鮮宇宙空間技術委員会報道官が談話を発表	12月1日、朝鮮宇宙空間技術委員会報道官が談話を発表
試験通信衛星「光明星2号」(運搬ロケット「銀河2号」)		地球観測衛星「光明星3号」(運搬ロケット「銀河3号」)	地球観測衛星「光明星3号」2号機(運搬ロケット「銀河3号」)
4月4日から8日の11時から16時		4月12日から16日の7時から12時	12月10日から22日の7時から12時(12月29日まで延期)
日本海及び太平洋の一部(2か所)		黄海及びフィリピン東方海域(2か所)	黄海、東シナ海及びフィリピン東方海域(3か所)
4月5日 11時30分頃	7月4日 8時頃から17時30分頃	4月13日 7時40分頃	12月12日 9時49分頃
舞水端里(咸鏡北道花台郡)	旗対嶺(江原道安辺郡)	東倉里(平安北道鉄山郡)	東倉里(平安北道鉄山郡)
テポドン2又は派生型	ノドン又はスカッド 計7発	テポドン2又は派生型	テポドン2派生型(3段式)
上記の指定区域内	北朝鮮沿岸に近い日本海	ソウル西方165kmの海上(*NORAD発表)	上記の指定区域内
「軌道に進入させることに成功した」(朝鮮中央通信、4月5日)		「地球観測衛星の軌道進入は成功しなかった」(朝鮮中央通信、4月13日)	「軌道に進入させることに成功した」(朝鮮中央通信、12月12日)
議長声明(4月13日)	報道向け談話(7月6日)	議長声明(4月16日)	決議2087(2013年1月22日)
「六者会合から離脱、軽水炉建設を検討、自衛的核抑止力を強化、使用済み核燃料棒をすべて再処理」(外務省声明、4月14日)		「米朝合意に拘束されず、必要な措置を採る」(外務省声明、4月17日)	「より威力のある運搬ロケットをさらに多く開発して打ち上げる」「核抑止力を含む軍事力を強化する物理的対応措置を講じる」(外務省声明、1月23日)
自制:衆(3月31日)、参(3月31日) 抗議:衆(4月7日)、参(4月8日)		自制:参(3月23日)、衆(4月12日) 抗議:衆(4月13日)、参(4月16日)	(*衆議院解散(11月16日)により閉会中)

(出所)各種資料に基づき著者作成

12月12日、北朝鮮は弾道ミサイルを発射した<sup>11</sup> <sup>12</sup>。朝鮮中央通信は「軌道に進入させることに成功した」とし、金日成主席生誕100周年にあたる2012年に衛星を打ち上げるとする金正日総書記の遺訓を貫徹したと報じた。また、北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)は、「初期段階の分析では、(北朝鮮による)ミサイルから放出された物体は軌道に乗ったと見られる」との声明を發した<sup>13</sup>。米国は大統領報道官声明で、地域の安全保障に対する非常に挑発的な行動であると非難し、安保理決議違反は帰結を伴うと指摘した<sup>14</sup>。我が国も、内閣官房長官声明を發表し、さらに、森本防衛相が「ミサイル本体の技術が全体として進展していると見ざるを得ない」と深い懸念を表明した<sup>15</sup>。また、ヘーゲル米国防長官は、北朝鮮の弾道ミサイルに対応するため、2017年末までに14基の迎撃ミサイルをアラスカ州に追加配備すると發表している<sup>16</sup>。

## 2. 国連安保理決議2087の採択(2013年1月22日)

2012年12月12日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に関して、翌2013年1月22日、国連安全保障理事会において、今般の発射が弾道ミサイル技術を使用し、かつ決議1718及び決議1874に違反するとして非難し、これまでの制裁を拡充・強化する安保理決議2087が全会一致で採択された<sup>17</sup>。

安保理決議2087は、国連憲章第7章には言及されなかったが、北朝鮮に対し、更なる発射を実施しないこと、決議1718及び決議1874を遵守し、また、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること等が要求されている。また、決議1718及び決議1874に含まれる現行の制裁措置が再確認され、さらに拡充・強化されることとなったが、主要な新しい措置は以下のとおりである。

まず北朝鮮の大量破壊兵器計画に関与している個人・団体の資産凍結及び個人の入国禁止に係る対象として、新たに4個人・6団体が決議別添の附属書によって直接指定された(主文5(a))<sup>18</sup>。また、北朝鮮の大量破壊兵器活動に関与していなくても、制裁違反を支援すれば、北朝鮮制裁委員会がその個人・団体を制裁対象に指定できるようにした(主文12)。指定された個人・団体の関与が疑われる取引については、すべての品目の取引が

<sup>11</sup> 北朝鮮は、12月8日、朝鮮宇宙空間技術委員会報道官を通じて、一連の事情が提起されて打ち上げ時期を調整する問題を慎重に検討しているとしてミサイル発射の先送りを示唆した。また、12月10日には、同報道官がミサイル発射予告期間を12月29日まで延期すると發表していた。

<sup>12</sup> 今回の発射に際しては、4月の前回のときのように海外メディア等に公開されなかったが、発射後の12月14日に朝鮮中央通信は、衛星管制総合指揮所でマイクを持った金正恩第一書記の写真を配信した。

<sup>13</sup> 北米航空宇宙防衛司令部HP<<http://www.norad.mil/news/2012/121112b.html>>

<sup>14</sup> ホワイトハウスHP<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/12/11/statement-nsc-spokesman-tommy-vietor-north-korea-s-missile-launch>>

<sup>15</sup> 首相官邸HP<<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/20121212seimei.html>>、防衛大臣臨時会見(12月12日)<<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2012/12/12.html>>。2013年1月25日、防衛省は対外公表用報告書を發表し、北朝鮮が弾道ミサイルを開発した場合、射程は約10,000km以上に及ぶ可能性があるとして分析した。防衛省HP<<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/20130125.html>>

<sup>16</sup> 2013年3月15日の記者会見。追加配備により、カリフォルニアを含め30基から44基に増加する。米国防総省HP<<http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1759>>

<sup>17</sup> 国連安全保障理事会HP<[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/RES/2087\(2013\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2087(2013))>

<sup>18</sup> これまで北朝鮮制裁委員会が5個人・11団体を指定しており、決議2087で合計9個人・17団体となった。

禁止される（主文9）。

核・ミサイル関連の禁輸品目については、2012年4月の議長声明で、リストを毎年更新することとされていたが、本決議で更新時期を待つことなく最新リストに更新された（主文5（b））。禁輸品目に対しては、決議1874において貨物検査制度が詳細に規定されていたが、押収品目の処分方法が不明確であった。そこで本決議2087では、その処分方法として、破壊や他国への移転が可能であることが明記され（主文8）、各国の貨物検査への取組を促すこととなった。

さらに、安保理決議2087においては、北朝鮮による更なる発射又は核実験の場合には「重要な行動（significant action）をとる」との決意が表明されており（主文19）、これは2012年4月の議長声明で「これに応じて行動をとる」と言及されたものより強い表現となった。決議採択後、ライス米常駐代表はこの「重要な行動」について、「国連憲章第41条に基づく措置が必要になる」と発言した<sup>19</sup>。

### 3. 北朝鮮の三回目の核実験（2013年2月12日）

国連安保理で決議2087が採択されると、その翌日、1月23日には北朝鮮外務省がこの安保理決議に対する声明を発出し、「より威力のある運搬ロケットをさらに多く開発して打ち上げる」と表明した。また、「六者会合共同声明は死滅し、朝鮮半島の非核化は終末を告げた」とし、「核抑止力を含む軍事力を強化する物理的対応措置を講じる」と強調した。

1月24日には、北朝鮮国防委員会が声明を発出し、「高い水準の核実験が米国を狙う」と表明した。その後も、朝鮮中央通信が、金正恩第一書記による安保理決議に関する外交安保関係者の協議会の招集（1月27日）、党中央軍事委員会拡大会議の開催（2月3日）など、核実験実施に向けて国内手続に関する報道を続けた。この間、中国は、北朝鮮の核実験予告に対してその動向に強い懸念を持っていると表明し、北朝鮮に自制を求めた<sup>20</sup>。

2月12日、北朝鮮は三回目の地下核実験を実施した<sup>21</sup>。朝鮮中央通信は「成功裏に行った」とし、「爆発力が大きく、なおかつ小型化、軽量化された原子爆弾を使い、高い水準で安全かつ完璧に実施された」と報じた。米国家情報長官室は声明を発出し、北朝鮮が豊溪里の周辺において、おそらく地下核爆発を実施したと評価した<sup>22</sup>。北朝鮮は、前日（11日）に米国、中国、ロシアに事前通告を行ったとされ、日本は同日夜に米国から伝えられた。

安倍総理は内閣総理大臣声明を発表し、北朝鮮の核実験は国連安保理決議に明確に違反するとともに、日朝平壤宣言や六者会合共同声明にも違反し、北朝鮮との対話を通じた問題解決に向けた動きにも逆行するものであるとして非難した<sup>23</sup>。この声明により、我が国独自の追加制裁措置として、在日北朝鮮当局職員の活動を補佐する立場にある者の北朝鮮

<sup>19</sup> 米国国連常駐代表部HP <<http://usun.state.gov/briefing/statements/203135.htm>>

<sup>20</sup> 「中国、北朝鮮に核実験繰り返し自制要求」『中央日報』（2013.2.8）、「中国の特使派遣を拒否」『共同通信』（2013.2.7）

<sup>21</sup> 気象庁は、発生時刻11時57分50秒、北緯41.2度、東経129.3度、深さ0キロメートル、マグニチュード5.2と推定される旨発表した。

<sup>22</sup> 米国家情報長官室HP <<http://www.dni.gov/index.php/newsroom/press-releases/191-press-releases-2013/809-statement-by-the-office-of-the-director-of-national-intelligence-on-north-korea's>>

<sup>23</sup> 首相官邸HP <[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/discourse/20130212seimei.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/discourse/20130212seimei.html)>

(表2) 北朝鮮の核実験一覧

	2006年(1回目)	2009年(2回目)	2013年(3回目)
日時 <sup>(*1)</sup>	10月9日 10時35分頃	5月25日 9時55分頃	2月12日 11時57分頃
場所 <sup>(*1)</sup>	北緯41.2° 東経129.2° 深さ不明 豊溪里核実験場(咸鏡北道吉州郡)	北緯41.2° 東経129.2° 深さ0km 豊溪里核実験場(同)	北緯41.2° 東経129.3° 深さ0km 豊溪里核実験場(同)
地震波規模 マグニチュード <sup>(*1)</sup>	4.9 (4.1 <sup>(*2)</sup> )	5.3 (4.52 <sup>(*2)</sup> )	5.2 (4.9 <sup>(*2)</sup> )
推定爆発規模 <sup>(*3)</sup>	一部失敗(a partial failure)	TNT火薬換算で約2キロトン (roughly two kilotons TNT equivalent)	約数キロトン (approximately several kilotons)
使用原料	プルトニウム	プルトニウム	不明
北朝鮮の発表内容	「完全かつ成功裏に実施された」(朝鮮中央通信、10月9日)	「爆発力と操縦技術において新たな高い段階で安全に実施された」(朝鮮中央通信、5月25日)	「爆発力が大きく、かつ小型化、軽量化された原子爆弾を使い、高い水準で完全かつ完璧に実施された」(朝鮮中央通信、2月12日)
国連安保理決議	決議1718(10月14日) ・大量破壊兵器等の武器禁輸 ・奢侈品の輸出禁止 ・大量破壊兵器関係者の資産凍結 ・大量破壊兵器関係者の入国禁止 ・貨物検査を含む協力行動 ・制裁委員会の設置 等	決議1874(6月12日) ・すべての武器禁輸(小型武器の輸出を除く) ・詳細な貨物検査制度 ・金融資産等の移転防止要請 ・国際金融機関等による援助禁止要請 ・専門家パネルの設置 等	決議2094(3月7日) ・禁輸対象品目の追加 ・貨物検査制度の強化 ・大量破壊兵器等の汎用品禁輸要請 ・資産凍結、入国禁止対象者の追加 ・金融サービス提供禁止措置の強化 ・北朝鮮外交官への警戒要請 等
安保理決議への北朝鮮の反応	「(決議は)我が国への宣戦布告だと考えるしかない」「今後、米国の動向を注視し、それに応じた措置を講じていく」(外務省声明、10月17日)	「いまや核放棄など絶対にありえないものになった」「ウラン濃縮作業に着手する」「決議に従って米国等が封鎖を試みる場合、戦争行為とみなして軍事的に対応する」(外務省声明、6月13日)	「先軍の威力を爆発させ、緊張激化の悪循環を永遠に終わらせる」「米国が核戦争の導火線に火をつけようとする以上、侵略者の本拠地に核先制攻撃の権利を行使することになる」(外務省声明、3月7日)
その後の展開	2007年2月13日、六者会合で「共同声明の実施のための初期段階の措置」に合意	7月4日、北朝鮮が弾道ミサイル7発を発射 8月4日、クリントン元米大統領が訪朝	
各国の指導者 (日本、米国、韓国、北朝鮮、中国、ロシア)	安倍首相、ブッシュ大統領、 盧武鉉大統領、金正日総書記、 胡錦濤国家主席、フーテン大統領	麻生首相、オバマ大統領、 李明博大統領、金正日総書記、 胡錦濤国家主席、マドベージェフ大統領	安倍首相、オバマ大統領、 朴槿恵大統領2/25、金正恩第一書記、 習近平国家主席3/17、フーテン大統領
国会決議	衆(10月10日)、参(10月11日)	衆(5月26日)、参(5月27日)	衆(2月14日)、参(2月15日)
備考	北朝鮮は、10月3日に外務省声明で核実験実施を予告し、国連安保理は、10月6日、議長声明を採択		

(\*1) 気象庁発表

(\*2) 包括的核実験禁止条約機関(CTBT)

(\*3) 米国家情報長官室(ODNI)

(出所) 各種資料に基づき著者作成

を渡航先とした再入国が禁止された。国会においても、2月14日には衆議院本会議で、15日には参議院本会議で抗議決議がそれぞれ採択された。

各国もそれぞれ北朝鮮の核実験について非難の声を上げた。米国からは大統領声明が発出されたほか、核実験当日は、オバマ大統領が二期目で最初の一般教書演説の日でもあり、その中で、北朝鮮の挑発は更なる孤立を招くだけとして核兵器の放棄を要求した<sup>24</sup>。2月14日には、日米首脳が安倍政権発足後初めてとなる電話会談を行い、オバマ大統領は米国の核の傘により提供される拡大抑止を含め、日本に対する米国の防衛コミットメントは不動であると表明した<sup>25</sup>。韓国政府も声明を発出するとともに、李明博大統領と朴槿恵次期

<sup>24</sup> “Remarks by the President in the State of the Union Address,” February 12, 2013.

<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/02/12/remarks-president-state-union-address>>

<sup>25</sup> 外務省HP <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_abe2/us\\_130214.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe2/us_130214.html)>

大統領は緊急会合を行った。朴次期大統領は、朝鮮半島の「信頼プロセス」は北朝鮮が誠意を示して推進することができるとした<sup>26</sup>。中国は外交部が反対を表明するとともに、各方面の冷静な対応と六者会合による問題解決を呼びかけた。さらに、2月12日、楊潔篪外交部長は北朝鮮の池在竜駐中国大使を呼んで申入れを行った。他方、北朝鮮は外務省報道官が、米国の敵対的な行動に対しては「よりレベルの高い第2次、第3次の対応を講じていく」との談話を発出した。

#### 4. 国連安保理決議 2094 の採択（2013年3月7日）

2013年2月12日の北朝鮮による核実験に関して、3月7日、国連安全保障理事会において、北朝鮮の核実験を安保理決議 1718、決議 1874 及び決議 2087 への違反と認定し、非難するとともに、これまでの制裁を拡充・強化する安保理決議 2094 が全会一致で採択された<sup>27</sup>。日本は理事国ではなかったが、14か国の共同提案国に名を連ねた。

安保理決議 2094 は、北朝鮮の核・ミサイル活動が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であることを引き続き認定し、国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとることとされた。また、これまでの決議と同様に、北朝鮮に対し、NPT/IAEAを中心とする核不拡散レジームへの復帰や核・ミサイル計画の完全、検証可能かつ不可逆的な放棄などが確認され、六者会合への支持とその再開が要請されている。以下、主要な新しい措置を概説する。

まず北朝鮮の大量破壊兵器計画に関与している個人・団体の資産凍結及び個人の入国禁止に係る対象として、新たに3個人・2団体が直接指定された（主文8）<sup>28</sup>。入国禁止については、指定対象者以外であっても、各国が決議禁止行為に関与したとみなす者等にも適用され、それが北朝鮮国民である場合には、人道上の考慮等の例外を除いて北朝鮮へ送還のために追放することが決定された（主文10）。なお、本決議においては、前文で北朝鮮が外交特権を濫用していることに懸念を表しており、北朝鮮外交官が核・ミサイル関連活動を含む決議禁止行為に寄与することを防止するよう警戒強化が要請された（主文24）。

金融面での措置としては、これまで各国に要請するにとどまっていた核・ミサイル関連計画・活動に資する金融資産等の移転防止、これに資する公的金融支援（輸出信用、保証又は保険）の禁止について、その対象を決議禁止行為や制裁回避行為に拡大した上で義務化された（主文11、15）。また、決議禁止行為等に資する疑いがある場合には、各国において北朝鮮の銀行による新しい支店等の開設、新しい合弁事業、コルレス契約等を禁止すること、及び北朝鮮において各国の金融機関による支店の開設等を禁止することが要請された（主文12、13）。

<sup>26</sup> 朴槿恵大統領は、大統領選の前に『フォーリン・アフェアーズ』誌に寄稿した論文において、南北の信頼関係の再構築の重要性に言及しつつ、ときに強硬路線をとりながらも、一方で交渉に対して開放的で柔軟な姿勢を見失わない路線としての「均衡政策」を提唱した。Park Geun-hye, "A New Kind of Korea," *Foreign Affairs*, September/October, 2011, pp. 13-18.

<sup>27</sup> 国連安全保障理事会HP <[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/RES/2094\(2013\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2094(2013))>

<sup>28</sup> 注18を参照。決議2094で合計12個人・19団体となった。

(表3) 国連安保理決議1718、1874、2094による制裁措置の概要<sup>(\*)1</sup>

【前文】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連憲章第7章第41条に基づく措置</li> <li>・北朝鮮が人道上の懸念に対応することの重要性</li> <li>・北朝鮮が外交特権を濫用していることに懸念(2094のみ、以下同じ)</li> <li>・FATF勧告の実施の奨励(2094)</li> </ul>
---

【北朝鮮の行動】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・核実験、弾道ミサイル技術を使用した発射、その他の挑発の禁止</li> <li>・NPT脱退宣言の即時撤回、NPT及びIAEA保障措置への復帰と義務の遵守</li> <li>・すべての弾道ミサイル計画・活動の停止、ミサイル発射モトリアムの確認(1718,1874)</li> <li>・核・ミサイル・WMD計画の完全、検証可能かつ不可逆的な放棄</li> <li>・六者会合への即時・無条件復帰、共同声明等の実施の要請</li> <li>・CTBTへの加盟の要請(1874)</li> <li>・核・ミサイル・WMD、通常兵器関連品目の輸出の停止</li> </ul>
---

【各国の制裁措置】(現時点における措置)

貿易	・核・ミサイル・WMD関連品目の輸出・輸入の禁止 (NSG・MTCR・AGの各種リスト、決議指定8品目、制裁委指定2品目)	* <sup>(*)2</sup>
	・通常兵器関連品目の輸出・輸入の禁止 (すべての武器(小型武器の輸出を除く))	*
	・禁輸品目に関する資金上の取引、技術訓練、助言等の移転の防止	*
	・核・ミサイル開発等に寄与する品目の輸出・輸入の禁止 (各国が寄与し得ると決定した品目)	*
	・奢侈品の輸出の禁止 (含まれるべき品目の特定(宝石類4種、乗り物3種))	*
金融	・指定された個人・団体の資産凍結 (決議指定7個人・8団体、制裁委指定5個人・11団体)	*
	・金融サービスの提供、金融資産(大量の現金を含む)の移転の防止	*
	・公的金融支援(輸出信用、保証又は保険)の禁止	*
	・各国における北朝鮮の銀行口座・支店の新設、合併事業、コルレス契約の禁止	*
	・北朝鮮における各国金融機関の支店の開設等の禁止 ・各国及び国際金融機関による新規援助の禁止	*
移動	・指定された個人の入国・通過の禁止 (決議指定7個人、制裁委指定5個人)	*
	・各国が決議禁止行為に関与した者等と見なす者の入国禁止 (北朝鮮国民である場合には、北朝鮮へ送還)	*
貨物検査	・自国領域内での貨物検査	*
	・公海上での貨物検査(旗国の同意による)	*
	・旗国が同意しない場合、適当な港に向かうよう指示	*
	・旗国が同意し、船舶が拒否した場合、自国への入港禁止 ・禁輸品目の押収・処分	*
その他	・禁輸品目を運搬する北朝鮮船舶への燃料供給等の禁止 ・禁輸品目を積載する航空機の離着陸又は上空通過の不許可 ・北朝鮮国民への核・核兵器運搬システム開発の教育訓練の監視、防止 ・北朝鮮外交官が決議禁止行為等に寄与しないよう警戒強化	*

【制裁委員会】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・安保理の下にすべての理事国により構成される委員会を設置</li> <li>・制裁対象品目、個人・団体の指定</li> <li>・委員会の下に8名までの専門家パネルを設置</li> </ul>
---

(\*)1 国連憲章第7章に言及された決議の主な措置をまとめた。決議2087等の関連の決議、議長声明による措置も一部含む。なお、各制裁措置には人道上の配慮等の例外事項や対象範囲等が別途規定されている。

(\*)2 各国の制裁措置について、\*印は国連憲章第7章の下における決定(decides)、その他は要請(calls upon)等と規定されている。

(出所)各種資料に基づき著者作成

貿易面での措置としては、既存の武器禁輸対象リストに加えて核・ミサイル・化学兵器関連の8品目が指定された(主文20)<sup>29</sup>。また、各国が核・ミサイル関連計画・活動に寄与し得る品目であると決定する場合には、当該品目の禁輸措置をとることが要請された(主文22)。対北朝鮮制裁に特有の奢侈品の輸出禁止については、これまで各国が独自のリストを作成することになっていたが、本決議において奢侈品に含まれるべき品目(宝石類、乗り物)が具体的に掲げられた(主文23)。

貨物検査制度については、これまで自国の領域内で禁輸品目の疑いのある貨物を検査することが要請されていたが、これが義務化された(主文16)。公海上においても旗国の同意を得て船舶を検査することが要請されているが(決議1874主文12)、当該船舶がこれを拒否した場合には、緊急の場合や出発港に戻る場合を除き、すべての国が、当該船舶が自国の港に入ることを拒むことが決定された(主文17)。また、各国の貨物検査は空港を含む自国内で実施されるが、禁輸品目の積載の疑いのある航空機について、緊急着陸の場合を除き、離着陸又は上空通過の許可を与えないことが要請された(主文18)。

加えて、決議1874で設置された決議の違反事例等を分析する7名の専門家グループ(専門家パネル)が、8名に拡大された(主文29)。

さらに、北朝鮮による更なる発射又は核実験の場合には「更なる重要な措置(further significant measures)をとる」との決意が表明された(主文36)。

なお、我が国の懸案事項である拉致問題については、決議1718及び決議1874と同様に、前文で北朝鮮が人道上の懸念に対応する重要性を再度強調することで示された。

## おわりに

今回の北朝鮮の核・ミサイル実験に対し、国連安保理においては、これまでの決議1718及び決議1874による対北朝鮮制裁措置を拡充・強化する決議2087及び決議2094を採択することで、国際社会が一致してこれを非難し、更なる挑発的行為を抑止しようとする意思が明確にされた。我が国は、内閣総理大臣コメント及び外務大臣談話で両決議を高く評価したが、北朝鮮に対する国連安保理の経済制裁措置の実効性について、その目的と実施面から以下の課題を指摘しておきたい。

北朝鮮に対する国連安保理の経済制裁措置は、北朝鮮による核実験がNPTを中心とする国際的な核不拡散レジームへの挑戦として認識されていることに端を発している<sup>30</sup>。国際的「平和に対する脅威」として認定される原因行為が多様化していることが指摘されているが<sup>31</sup>、核不拡散への対抗措置として、どのような経済的な手段をとることが妥当であるか考慮する必要がある。石油の輸出制限やその他の品目の輸出入禁止は、北朝鮮の国力を疲弊させるのに有効かもしれないが、例えばロシアが、北朝鮮への追加圧力措置は核・ミサイルなど不拡散の範囲とすべきと主張し、中国同様、通常の貿易や経済関係に影響を

<sup>29</sup> 決議1718で掲げられたリストに加え、安保理又は制裁委員会が指定するその他の品目も対象となる(決議1718主文8(a)(ii))。これまで指定されたのは、制裁委員会によるミサイル関連の2品目。

<sup>30</sup> 北朝鮮に関する安保理決議のほか、大量破壊兵器等の拡散防止に関する決議1540、イランのウラン濃縮活動に対する一連の決議が存在する。

<sup>31</sup> 中谷和弘「安保理決議に基づく経済制裁」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009年)81頁

及ばず制裁には反対しており<sup>32</sup>、当面は武器の輸出管理や対象者の資産凍結などの現行の制裁メニューが主要な手段にならざるを得ないだろう。

実際の決議履行についても、これまでその実施状況を安保理に報告した国は93か国（国連加盟国の48%）であり<sup>33</sup>、また、安保理決議の実効性を上げるためには、北朝鮮と密接な経済関係を有する中国の役割を指摘する声も多い。これについて中国は、常任理事国として安保理決議などの国際法や国内法に従って対処していくと表明している<sup>34</sup>。こうした安保理決議に対する中国の姿勢について、米国のデービス北朝鮮担当特別代表は上院外交委員会の公聴会で、中国が確固たる役割を果たそうとしているサインだと評した<sup>35</sup>。2月に退任した米国の政策担当者キャンベル前国務次官補は、北朝鮮の核実験は中国の対北朝鮮アプローチの欠陥を露呈させたとして、中国にとっての北朝鮮の「緩衝国（buffer）」としての役割に疑問を投げかけた<sup>36</sup>。我が国を含む関係各国は中国に対し、北朝鮮との関係再考を促し、国際社会の責務を果たすよう働きかけていく必要がある。

米国の対北朝鮮政策としては、ドニロン国家安全保障担当大統領補佐官が、3月11日、アジア・ソサエティで演説し、米国は北朝鮮を核保有国と認めないと述べた上で、「4つの原則」、すなわち、①日本・韓国との緊密で幅広い協力（及び中国新政権との緊密な連携）、②北朝鮮の挑発行為に報酬を与えない、③米本土と同盟国の防衛を確約する、④北朝鮮がより良い道を選ぶことを奨励する、を明示した<sup>37</sup>。意味のある対話のためには、北朝鮮による非核化の再確約が前提となるが、最近の北朝鮮の声明からはそのようなことを確約する余地はない<sup>38</sup>。現状では、上記の原則を掲げる二期目のオバマ政権と、挑発行動を続ける北朝鮮との間で、関係打開や真の進展を期待するのは困難であろう。

(2013年3月28日記)

(てらばやし ゆうすけ)

---

<sup>32</sup> “Moscow opposes new economic sanctions on North Korea but would be ready to back measures to limit nuclear proliferation, a Russian official said on Tuesday,” *Reuters*, February 19, 2013.

<sup>33</sup> “Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009),” S/2012/422, June 14, 2012.

<sup>34</sup> 中国外交部報道官記者会見（2013.3.8）、同（2013.3.13）。中国外交部HP<<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2511/t1020010.shtml>> <<http://www.fmprc.gov.cn/eng/xwfw/s2510/2511/t1021567.shtml>>

<sup>35</sup> “U. S. Policy Toward North Korea,” Hearing of the Senate Foreign Relations Committee, March 7, 2013.

<sup>36</sup> Kurt Campbell, “North Korea is testing China’s patience,” *The Financial Times*, February 19, 2013.

<sup>37</sup> Tom Donilon, “The United States and the Asia-Pacific in 2013,” *The Asia Society*, March 11, 2013.

<sup>38</sup> Young C. Kim, “Consequences abound in N. Korea’s obsession with nuclear weapons,” *The Asahi Shimbun*, February 4, 2013.